青色申告を始めましょう！

政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、**青色申告**を行っている農業者を対象とした収入保険制度の導入が決定されました。

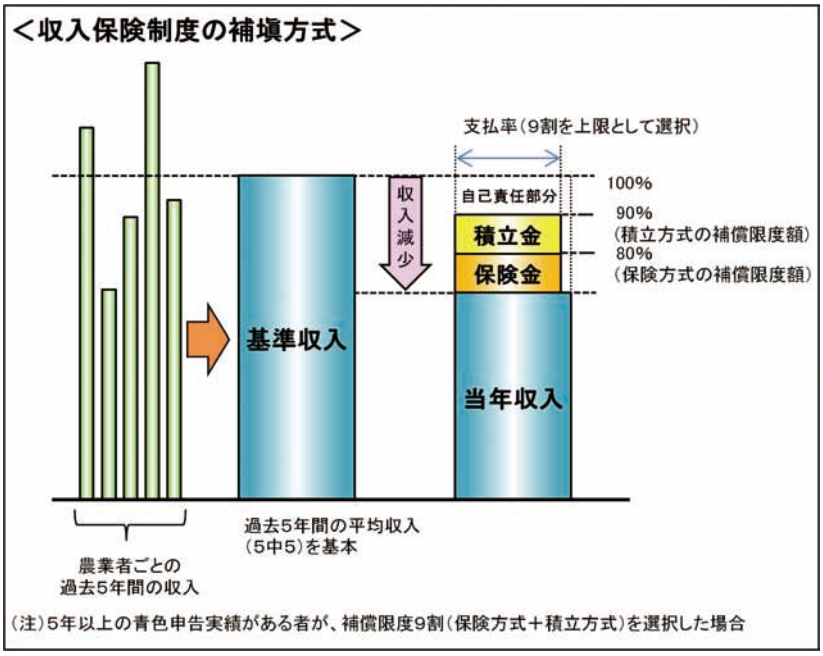

新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、平成 29 年３月 15 日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

この申請を行えば、平成 29 年分の所得から、青色申告を行うことができます。
（申告時期は平成 30 年２～３月）

農林水産省

お問い合わせ先
九州農政局熊本県拠点地方参事官室
096-300-6020
または
096-300-6024

知って納得！税金口座

青色申告のメリットと申請書の提出期限

JA全中・JAまちづくり情報センター　顧問税理士●柴原　一

青色申告のメリットとして「青色申告特別控除」があります。これは不動産所得、事業所得の金額から別途10万円を差し引くものです。ただし、不動産所得または事業所得を生ずべき事業を営んでおり、かつ、それが事業的規模（不動産所得については原則として貸し付け規模が５棟または10室以上であることが必要）であるときは、65万円を差し引くことができます。65万円の控除を適用するためには、その事業について帳簿を備え付け、複式簿記の方法によりその事業にかかる一切の取引を記帳するとともに、それに基づき作成された貸借対照表を確定申告書に添付しなければなりません。

また、生計を一にする親族に支払った給与は原則として必要経費になりませんが、青色申告者については、営んでいる業務が事業的規模であり、かつ、一定の届け出を行うことにより支払った給与を「青色事業専従者給与」として必要経費に算入できます。

さらに、不動産所得、事業所得を計算するに当たって生じた赤字は、他の所得から差し引くことができますが、控除後赤字が残ってしまった場合、原則として青色申告者に限りその赤字を翌年以降３年間の所得から差し引くことができます。

青色申告を行う場合、青色申告承認申請書を申告しようとする年の３月15日までに所轄税務署に提出しなければなりません。ただし、新たに事業を開始したときは、事業開始から２ヵ月以内に申請書を提出すれば、初年度より青色申告者になることができます。

なお、相続により被相続人から事業を承継したときは、被相続人が青色申告をしていても、事業承継者は新たに青色申告承認申請書を提出しなければ青色申告者になれません。

詳しくは最寄りの税務所にお尋ね下さい。

天秤座
9/23～10/23

♥全体運♥ 楽しいことに縁があります。飲み会やレジャー、旅行などに誘われたら、ぜひ参加してみて。創作活動にもつき

♥健康運♥ スキンケアに集中を。健康面に好影響大
♥幸運を呼ぶ食べ物♥ シジミ